

合志市 介護保険の住宅改修費支給の流れ

【住宅改修工事の前に必要な手続】

1 要介護認定を受ける

介護保険の認定申請を行い、要介護認定（要支援もしくは要介護）を受ける必要があります。

2 住宅改修について介護支援専門員（ケアマネージャー）等に相談する

本人やその家族、ケアマネージャー、工事業者等と**住宅改修の内容を十分に検討**してください。
※次の事前確認申請時に写真が必要になるため、**改修前の写真を日付入りで撮っておく**。

3 事前確認申請（審査）

高齢者支援課介護保険班に必要書類を提出し確認を受ける。
※原則として、書類の提出等はケアマネージャーが行います。

（事前確認申請時の必要書類）

①住宅改修費支給申請書（支払内容により「受領委任払用」と「償還払用」の2種類があります）	②住宅改修が必要な理由書
③ケアプラン	④見積書（住宅改修の種類を記入した内訳書も必要）
⑤材料等のカタログの写し	⑥図面（家全体及び施工箇所が分かる平面図）
⑦住宅改修前の写真（要日付）	⑧承諾書（住宅の所有者が本人でない場合のみ）

※その他住宅改修の確認に必要な書類の提出を依頼することがあります。

（住宅改修のみサービス利用時はケアプランが無くても申請できます。）

市で住宅改修内容の審査・決裁を行います（3日～1週間程度）

※このとき、改修内容に不明な点や必要性の疑義等があった場合は、再検討の依頼や現地確認を行う場合があります。

4 承認

事前確認申請で問題がなければ承認を受け、工事業者に工事着工を依頼する。
※承認のしるしとして担当印を押印して書類を返却します。

5 住宅改修工事の施工→完了



【住宅改修工事の後に必要な手続】

6 利用者負担分の支払い

工事完了後、利用者は負担額(※)を工事業者に支払い領収書を受け取る。

※償還払いの場合→工事費用の全額、受領委任払の場合→工事費用の1～3割

- 償還払い：利用者がいったん費用の全額を工事業者に支払い、後に7～9割分の支給を受ける仕組み
- 受領委任払い：利用者が工事業者に自己負担分（費用の1～3割）のみを支払い、工事業者は市から直接7～9割分の支給を受ける仕組み（事前に工事業者と市で契約が必要）

7 住宅改修費支給申請書の提出

高齢者支援課介護保険班に必要書類を提出する。

（必要書類）

①事前確認申請時に提出した書類全て	
②完了届（住宅改修工事が完了したことを確認したもので、居宅介護支援事業者等の確認印が必要）	
③写真（施工前・施工後が分かり、日付を入れたもの）	④領収書（利用者が負担した分の領収書※コピー可）
⑤請求書（詳細な明細、利用者名、振込口座を記入したもの。請求額は7～9割分を記入。）	
※償還払いの場合は本人印、受領委任払いの場合は事業所印と事業所代表者印を押印すること	

8 支給額の決定・指定口座への振込

高齢者支援課から支給対象者（工事業者または利用者）へ決定通知書を送付しますので確認してください。

※申請書を提出してから支給までに約2～3ヶ月程度かかります。

介護保険住宅改修に関する問い合わせ先：合志市高齢者支援課・介護保険班 TEL 248-1102